

## 合併公告

2026年1月9日

債権者 各位

福岡市東区千早四丁目14番12号

福岡スバル株式会社

代表取締役社長 石川 篤

当社（以下「甲」という。）と西九州スバル株式会社（住所：長崎県西彼杵郡時津町日並郷3605番地1）（以下「乙」という。）、熊本スバル自動車株式会社（住所：熊本市南区南高江一丁目2番30号）（以下「丙」という。）、大分スバル自動車株式会社（住所：大分市大字宮崎835番地の1）（以下「丁」という。）、南九州スバル株式会社（住所：鹿児島市下荒田四丁目52番22号）（以下「戊」という。）および沖縄スバル株式会社（住所：沖縄県浦添市勢理客四丁目19番7号）（以下「己」という。）は、合併して、甲は乙、丙、丁、戊および己の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊および己は解散することとしました。

本合併の効力発生日は、2026年4月1日であり、甲は会社法第796条第2項、乙、丙、丁、戊および己は同第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内にお申し出ください。

なお、甲、乙、丙、丁、戊および己の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) <https://www.kyushu-subaru.jp/fukuoka/announcement/>
- (乙) <https://www.kyushu-subaru.jp/nishikyushu/announcement/>
- (丙) <https://www.kyushu-subaru.jp/kumamoto/announcement/>
- (丁) <https://www.kyushu-subaru.jp/oita/announcement/>
- (戊) <https://www.kyushu-subaru.jp/minamikyushu/announcement/>
- (己) <https://www.kyushu-subaru.jp/okinawa/announcement/>

以上